

土技第1261号
令和7年11月20日

公共工事の発注における入札金額の内訳について

みだしのことについて、令和6年6月14日に交付された建設業法等の一部を改正する法律（令和6年法律第49号。以下「改正法」という。）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました（入札契約適正化法第12条）。

これを踏まえ、入札金額の内訳について、下記の通知において運用上の留意点が示されていますので、取扱いについて遺漏のないようお願いします。

記

1 通知

令和7年11月18日付総務省自治行政局行政課長及び国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知

「公共工事の発注における入札金額の内訳について」（通知）

2 適用時期

令和7年12月予定（改正法の交付の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日）